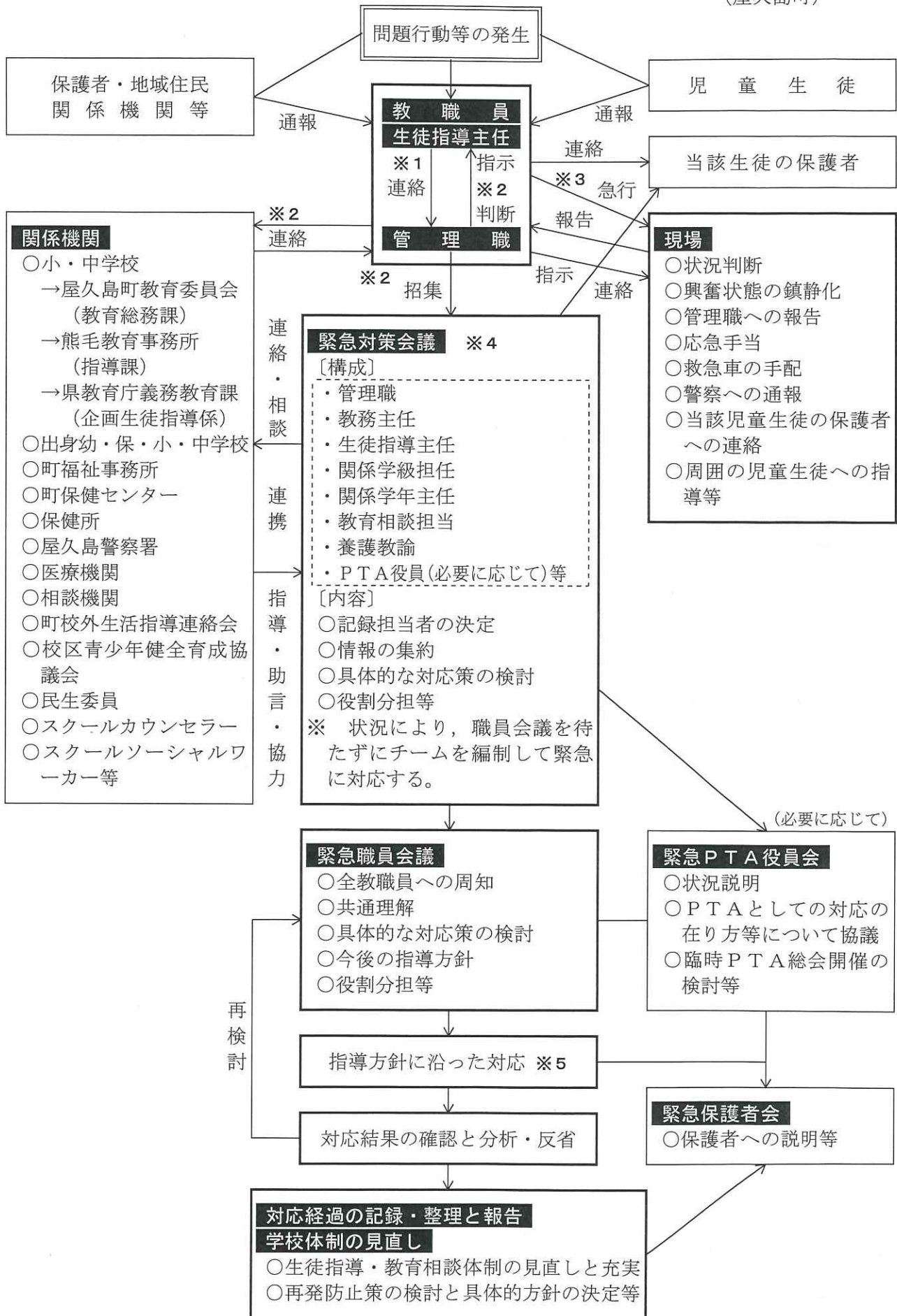


【問題行動等発生時の対応・連携図】

(屋久島町)



※1 管理職への連絡

- 1 報告の優先順位
 - ① 何があったのか。(What)
 - ② 誰が関係しているのか。(Who)
 - ③ いつ発生したのか。(When)
 - ④ どこで発生したのか。(Where)
 - ⑤ なぜ起こったのか。(Why)
 - ⑥ 現在どのような状況なのか。(How)
- 2 第一報は「巧遅より拙速」を優先する。(できれば紙媒体で)

※2 管理職

- 1 現場に派遣する教職員の選定(複数)
- 2 養護教諭派遣の必要性(けが等の有無や程度に応じて判断)
- 3 連絡を受けた時点での関係機関等への緊急連絡の必要性
 - ・ 重大なけが等生命にかかわる危険性がある場合 → 119番
 - ・ 事態の鎮静化が図れない場合及び事件性が考えられる場合 → 警察
 - ・ 人的支援を必要とする場合、警察・報道機関が関係する(可能性がある)場合 → 教育委員会
- 4 緊急対策会議開催の必要性

※3 教職員の急行と対応

(教職員の派遣は管理職の指示が原則だが、緊急時は、生徒指導主任を中心に教職員が各自で判断する。)

- 1 状況判断(教職員の増員・養護教諭の必要性、関係機関への連絡等)
- 2 児童生徒の興奮状態の鎮静化
- 3 けが等の応急手当(必要に応じて心肺蘇生等も実施)
- 4 救急車の手配や医療機関への連絡
- 5 警察への通報

屋久島警察署(安房): 46-2110	一湊駐在所: 44-2033	永田駐在所: 45-2040
宮之浦交番: 42-0002	栗生駐在所: 48-2032	
尾之間駐在所: 47-2017		

- 6 周囲の生徒への指導(現場から遠ざける等)

※4 緊急対策会議の開催

(状況を踏まえた今後の対応の在り方の原案を検討する。)

- 1 記録担当者の決定(時系列で、詳細かつ正確な記録、情報管理の徹底等)
- 2 情報集約(現段階での状況の把握と整理)
- 3 具体的な対応策・方針等の検討(児童生徒への具体的な指導内容、保護者への協力依頼の内容等)
- 4 役割分担の決定(病院派遣、警察対応、情報収集の窓口、報道対応、保護者対応等)

※5 対応に当たっての留意点

- 1 必要に応じて、教育委員会に助言を求める。
- 2 医療機関・警察等関係機関との緊密な連携を踏まえて対応する。
- 3 次の側面から、対応を総合的に検討する。
 - (1) 「規律の維持」の側面 → **学校における対応**
全体指導及び個別対応
町教委の対応
指導主事の配置(学校で発生する緊急事態への対応)
 - (2) 「心のケア」の側面 → **学校における対応**
全体指導及び個別対応
町教委の対応
町スクールカウンセラーの派遣
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣要請(県へ)
- 4 個人情報の保護に留意する。
 - ・ プライバシーを侵害することのないよう十分配慮すること
 - ・ 公表することにより被害が拡大することのないよう十分配慮すること(二次被害防止)
 - ・ 生徒に関することについては、保護者の了解を得た上で公表すること